

令和8年4月1日から、 平塚市での指定の資格要件等を 変更します

※平塚市公共下水道指定工事店等に関する規則を
改正しました。

変更すること

- 1 「指定の資格要件」の変更<第2条関係>
 - ・指定できない者として「暴力団又は暴力団関係者」を明記します。
- 2 「指定の取消し又は停止」の要件の変更<第12条第2項関係>
 - ・第7条第1項及び第2項の「指定工事店の責務及び遵守事項」に関する違反を要件に追加します。
 - ・「不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき」を要件に追加します。
- 3 「指定工事店の責務及び遵守事項」の変更<第7条第2項・第3項関係>
 - ・故障等への対応について、「工事の完了後1年以内」としていたものを「検査済証を交付した日から起算して1年以内」とし、明確な時点把握を行います。
 - ・「市長が開催する講習会等に責任技術者等を出席させること」としていたものを「従事者に対し研修の機会を与えるよう努めること」とし、主催を問わず広く技術向上のための機会を活用していただきます。

ほか、市の責任技術者登録制度廃止も含め条文、様式の一部見直しを行いました。
※裏面に改正後の「指定の取消し又は停止」と「指定工事店の責務及び遵守事項」の条文を
掲載しましたので、内容を御確認ください。

何か手続きは必要か？

特に必要な手続きはありません。

新たに指定を受けようとする場合や、指定の更新・変更手続きを行う場合は平塚市
ホームページの「申請の手引き」を御確認ください。



↑ 「平塚市 指定工事店 申請」で検索 →

御不明な点がございましたら、右記までお問い合わせ下さい。
お手数ですが、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

平塚市 土木部 下水道経営課
排水設備担当 TEL:0463-21-8785

<参考:条文抜粋>

(指定の取消し又は停止)

第12条

- 2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。
- (1) 下水道に関する法令等に違反したとき。
 - (2) 第2条に規定する資格要件を欠くに至ったにもかかわらず、前条第1項の届出を怠ったとき。
 - (3) 第7条第1項及び第2項の規定に違反したとき。
 - (4) 業務に関し不正があったとき。
 - (5) 不正の手段により第4条の規定による指定の決定を受けたとき。
 - (6) その他市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 指定工事店は、下水道に関する法令等その他市長が定めるところに従い、誠実に施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 工事の申込みを受けたときは、3月以内にこれを完了しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
 - (3) 工事は、適正な価格で行わなければならない。
 - (4) 工事契約に際しては、工事代金、しゅん工期限その他必要事項を明確に示さなければならない。
 - (5) 工事の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせてはならない。
 - (6) 指定工事店としての名義を他人に貸与してはならない。
 - (7) 条例第4条に規定する排水設備の新設等の計画について、市長の確認を受けたものでなければ工事に着手してはならない。
 - (8) 工事に係る設計及び工事の施工の監理は、選任した責任技術者に行わせなければならない。
 - (9) 条例第6条第2項の規定により検査済証を交付した日から起算して1年以内に生じた故障等については、天災その他の不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
 - (10) 工事がしゅん工した際に行われる完了検査に選任した責任技術者を立ち会わせなければならない。
- 3 指定工事店は、選任した責任技術者その他排水設備工事に従事する者に対し、技術向上のための研修の機会を与えるように努めなければならない。